

2. 公共政策学研究科

◎公共政策学専攻

<博士前期課程>

授業科目	単位数 (○印は必修)	授業を行う年次	教職関連科目 (専修・社会/公民)
公共政策論特講 I	②	1・2	○
公共政策論特講 II	2	1・2	○
公共政策論研究	2	1・2	
福祉社会論研究	2	1・2	
福祉社会論特講 I	2	1・2	○
福祉社会論特講 II	2	1・2	○
地域社会論特講 I	2	1・2	○
地域社会論特講 II	2	1・2	○
政治学特講 I	2	1・2	○
政治学特講 II	2	1・2	○
政策形成論特講	2	1・2	○
政策評価論特講	2	1・2	○
計量政治学特講 I	2	1・2	
計量政治学特講 II	2	1・2	
労働法特講 I	2	1・2	○
労働法特講 II	2	1・2	○
民法特講 I	2	1・2	
民法特講 II	2	1・2	
英米法特講 I	2	1・2	○
英米法特講 II	2	1・2	○
行政法特講 I	2	1・2	○
行政法特講 II	2	1・2	○
地方財政論特講 I	2	1・2	○
地方財政論特講 II	2	1・2	○
環境政策論特講 I	2	1・2	○
環境政策論特講 II	2	1・2	○
公共経済学特講	2	1・2	
マクロ経済学特講 I	2	1・2	○
マクロ経済学特講 II	2	1・2	○
農業・農村政策論特講 I	2	1・2	
農業・農村政策論特講 II	2	1・2	
地域金融論特講 I	2	1・2	
地域金融論特講 II	2	1・2	
医療経済政策論特講 I	2	1・2	
医療経済政策論特講 II	2	1・2	
公共政策論演習	4	1・2	○
福祉社会論演習	4	1・2	○
地域社会論演習 I	2	1・2	○
地域社会論演習 II	2	1・2	○
政治学演習	4	1・2	○
政策評価論演習	4	1・2	○
政策過程論演習	4	1・2	
労働法演習	4	1・2	○
民法演習	4	1・2	○
行政法演習	4	1・2	○

授 業 科 目	単位数 (○印は必修)	授業を行う年次	教職関連科目 (専修・社会／公民)
地方財政論演習	4	1・2	○
環境政策論演習	4	1・2	○
農業経済論演習	4	1・2	
地域金融論演習	4	1・2	
医療経済政策論演習	4	1・2	
キャップストーン	4	1・2	
研究指導	④	2	
修士論文	—	—	

履修方法及び修了要件

1. 2年以上在学して、全授業科目の中から30単位以上を修得しなければならない。なお、本研究科の福祉社会学専攻の授業科目を履修した場合、修得した単位のうち12単位までは、研究科会議の承認を得て、修了に必要な30単位に含めることができる。また、本学の他研究科の授業科目を履修した場合、ならびに龍谷大学大学院政策学研究科との単位互換協定に基づく授業科目を履修した場合は、研究科会議の承認を得て、修得した単位のうち8単位までを上記12単位に含めることができる。

2. 所定の30単位のうち、「公共政策論特講Ⅰ」2単位、各自の研究分野に属する演習4単位、ならびに研究指導4単位の計10単位を必ず修得しなければならない。

3. 上記の30単位とは別に、指導教員の指導のもとに修士論文を提出し、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

4. 中学校教諭（社会）及び高等学校教諭（公民）の専修免許状を取得するには、修士の学位を有し、当該一種免許状を取得、または取得に必要な単位数を修得し、加えて表の「教職関連科目（専修・社会／公民）」の中から24単位以上修得しなければならない。なお、専修免許状の申請は、修了年度の10月初旬に学務課教務係に申し出ること。

<博士後期課程>

授 業 科 目	単位数 (○印は必修)	授業を行う年次
公共政策学特殊研究演習Ⅰ（公共政策）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅱ（福祉社会）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅲ（労働法）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅳ（民法）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅴ（地域社会）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅵ（地方財政）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅶ（行政法）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅷ（政治学）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅸ（政策評価）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅹ（環境政策）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅺ（農業・農村政策）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅻ（地域金融）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習ⅩⅢ（政策過程）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習ⅩⅣ（医療政策）	4	1・2・3
公共政策学研究指導	④	1・2・3

履修方法及び修了要件

3年以上在学して、「公共政策学研究指導」4単位ならびに研究指導を受けようとする教員が担当する「公共政策学特殊研究演習」4単位の計8単位以上を修得し、かつ指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格すること。